

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	個人住民税に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

京都府福知山市長

## 公表日

令和5年11月1日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所







システム6	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	<p>(1)宛名情報の連携: 住記システムにおいて登録された住基情報や各業務システムにおいて登録された住登外情報を各業務システムに提供する。</p> <p>(2)特定個人情報の登録: 個人番号、団体内統合宛名番号、法人番号を登録し、新規登録、検索照会、画面表示、ログ出力を行う。</p> <p>(3)他業務システムから連携された各種特定個人情報を、番号連携サーバを経由して中間サーバーに登録する。</p> <p>(4)情報照会: 他業務システムから連携された照会情報に基づき、中間サーバーに対し他情報保有機関への照会、中間サーバーから提供された特定個人情報のほか業務システムへの連携を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 福祉システム )</p>
システム7	
①システムの名称	番号連携サーバー
②システムの機能	<p>(1)団体内統合宛名番号の付番と管理 各業務システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と団体内宛名番号、基本情報、個人番号を紐付けて、格納・管理する。</p> <p>(2)符号取得支援・確認 処理通番の発行依頼を中間サーバーに通知し、符号が取得できたか確認を行う。</p> <p>(3)情報提供機能 中間サーバーへ特定個人情報を登録するために、業務システムのデータを変換し、中間サーバーへ提供情報を通知する。</p> <p>(4)情報照会機能 各業務システムに代わって、他団体の特定個人情報の照会について、宛名番号と団体内統合宛名番号の変換、データ形式等の変換を行い、中間サーバーへ照会情報を通知する。</p> <p>(5)宛名情報照会 団体内統合宛名番号、個人番号、もしくは基本情報を検索キーとして、個人情報を照会する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ○ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等    [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 中間サーバー )</p>



<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
個人住民税賦課情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条別表第一の十六</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第十六条</li> </ul>
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[ 実施する ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号</li> <li>○地方自治体が情報照会</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十七</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十条</li> <li>○地方自治体が情報提供</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項</li> </ul>
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	財務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
なし	



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	課税資料のある住民、住民基本台帳登録外の課税対象者とその被扶養者
その必要性	住民税の適正な賦課を行うにあたり、特定個人情報が必要
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	(1)識別情報 : 対象者を特定するために記録 (2)連絡先等情報 : 対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録 (3)業務関係情報 ・国税関係情報 : 対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報 : 算出した住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷のために記録 ・障害者福祉関係情報 : 障害者福祉関連の情報に基づき、控除の確認を行うために記録 ・生活保護・社会福祉関係情報 : 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報 : 対象者の年金特徴税額の計算および年金情報を帳票出力するために記録
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	財務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、社会福祉課、高齢者福祉課、障害者福祉課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁、年金支払者(日本年金機構) ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 各市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 給与支払者、年金支払者(日本年金機構除く) ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	特定個人情報を含む課税資料を基に納税義務者の特定や公正・公平な賦課及び証明書発行等を行うため	
④使用の主体	使用部署	税務課、三和支所、夜久野支所、大江支所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		(1)賦課基準日時点で本市内に住所を有する個人又は本市内に事業所若しくは家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等の提出があった者及びその扶養親族を登録し管理を行う。 (2)収集した課税資料に基づき、住民税の賦課金額を計算し決定する。 (3)決定した賦課情報を納税義務者へ通知する。 (4)申告情報等に追加・訂正または減免申請等があった場合、税情報を更正する。 (5)住民からの申請等に基づき、所得証明等の各種証明書を発行する。
	情報の突合	(1)申告等情報と医療保険料関係情報、介護・高齢者福祉関係情報を突合し、控除額を確認する。 (2)課税対象者情報と生活保護・社会福祉関係情報を突合し、非課税者を確認する。 (3)申告等情報と住民票関係情報を突合し、課税権の有無等を確認する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( ) 2) 件	
委託事項1	システムの運用保守業務	
①委託内容	税務システムの運用保守、オペレーション	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ケーケーシー情報システム	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2	給与支払報告書パンチ業務	
①委託内容	給与支払報告書のデータ化作業の委託	

②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	京都工業株式会社、株式会社ケーケーシー情報システム、シティコンピュータ株式会社		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	書面による	
	⑥再委託事項	パンチ業務の一部を委託	
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>			
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( 61 ) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている ( 15 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない		
提供先1	別表第2の第1欄に掲げる者(別紙1)		
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2		
②提供先における用途	別表第2の第2欄に掲げる事務のため		
③提供する情報	個人住民税関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税賦課情報ファイルに記録されている者で提供先で必要となる者		
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
⑦時期・頻度	情報照会を受ける都度		
提供先2	給与特別徴収義務者		
①法令上の根拠	番号法第19条第1号		
②提供先における用途	給与特別徴収税額決定情報を特別徴収納税義務者が把握するため		
③提供する情報	給与特別徴収税額等		
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収対象の給与所得者		

⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( eLTAX )
⑦時期・頻度	当初賦課及び更新時(月1回)
<b>提供先3</b>	日本年金機構
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金特別徴収税額決定情報を特別徴収納税義務者が把握するため
③提供する情報	年金特別徴収税額等
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収対象の年金所得者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( eLTAX )
⑦時期・頻度	当初賦課及び更新時(月1回)
<b>提供先4</b>	国税庁
①法令上の根拠	番号法第19条第1項第9号
②提供先における用途	住所地等を確認するため
③提供する情報	住民記録情報等
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	税務署からの依頼対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	年1回

移転先1	番号法別表第1の左欄に掲げる者(別紙2)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1
②移転先における用途	番号法第9条別表第1の右欄に掲げる事務のため
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	当初賦課及び更新時(月1回)
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	(1)データセンター内に設置したサーバー内に特定個人情報を保管し、サーバーへのアクセスはID及びパスワード等による認証を行っている。 (2)中間サーバー・プラットフォームにおける保管措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 (3)中間サーバー・プラットフォームにおける消去措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
<b>7. 備考</b>	
なし	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1レコード区分、2調定年度、3賦課年度、4個人コード、5特普区分、6履歴発生日、7履歴番号、8登録処理日付、9登録処理時間、10登録処理端末番号、11登録処理職員コード、12異動取消前登録処理日付、13異動取消前登録処理時間、14バッチ番号、15バッチ連番、16賦課関係市町村コード、17納税者番号、18業務区分、19過年度区分、20内特の特徴データ、21内特区分、22異動区分、23原票区分、24合算区分、25普徴区分、26乙欄区分、27就退職区分、28就退職年月日、29申告区分、30資料区分、31国保用申告区分、32青白区分、33給与支払報告書枚数(自動計算値)(未使用)、34給与支払報告書枚数(入力値)、35年金支払報告書枚数(自動計算値)(未使用)、36年金支払報告書枚数(入力値)、37町告書種別(未使用)住民税申告書の提出有無、38確定申告書種別(未使用)確定申告書の提出有無、39均等割区分、40所得割区分、41強制区分、42普徴当初賦課処理バッチ計算フラグ、4365年前の1月2日生まれの人、44配偶専従者、45他専従者(人数)、46控除対象配偶者(控対配)、47配偶者特別控除区分(配特区分)、48特定扶養(人数)、49内同居老人扶養(人数)、50老人扶養(人数)、51その他扶養(人数)、52内同居特別障害扶養(人数)、53特別障害扶養(人数)、54普通障害扶養(人数)、55夫有・未成年者、56本人障害、57老人・寡婦・特別寡婦・寡夫・勤労学生、58年少扶養(その他扶養の内書)(H12、13年度のみ)16歳未満の扶養親族(H24年度以降)、59特定取得区分(H27年度以降)、60ふるさと納税ワンストップ特例区分(H28年度以降)、61医療費控除特例区分(H30年度以降)、62所得金額調整控除区分(R03年度以降)、63非居住者である親族の数(H29年度以降)、64区分ユーザー個別2、65区分ユーザー個別3住民税申告不要申請区分(R04年度以降)、66区分ユーザー個別4、67区分ユーザー個別5、68受給者番号、69事業所番号、70事業所内個人コード、71給与支払額(給与全体分)、72従たる給与支払額(給与の内書)、73専従者給与支払額(給与の内書)、74給与所得額(入力値)、75給与所得額(算出値)、76営業所得、77農業所得、78その他事業所得、79不動産所得、80利子所得、81配当所得、82雑所得、83公的年金収入額、84公的年金所得額(雑所得の内書)、85年金以外の雑所得(雑所得の内書)、86総合譲渡短期、87総合譲渡長期、88一時所得、89土地等、90超短期、91分離短期一般分、92分離短期軽減、93分離長期一般分、94分離長期軽減(平成5年度まで)、95分離長期優良住宅、96分離長期居住用財産、97株式等、98山林、99翌年度課税の退職所得収入金額、100翌年度課税の退職所得、101肉用牛所得、102前年繰越損失、103雑損失の前年繰越損失(前年繰越損失内書)、104臨時所得(総所得の内書)、105変動所得(総所得の内書)、106前年度変動所得、107前々年度変動所得、108小額配当(所得割非課税)、109その他所得割非課税所得、110私募証券投資信託、111一般外貨建証券投資信託、112所得予備1(商品先物取引:H14~)、113所得予備2(上場株式等:H16~)、114所得予備3(配当控除の対象とならない配当)、115所得予備4(上場株式等前年繰越損失:H17~)、116所得予備5(先物取引前年繰越損失:H17~)、117所得予備6(特定居住用財産前年繰越損失(前年繰越損失内書):H17~)、118所得予備7(上場株式等に係る配当所得(分離課税分):H22~)、119所得予備8(上場株式等に係る配当所得(分離課税分)に適用可能な前年繰越損失:H22~)、120所得予備9(介護医療保険料支払額:H25~)、121所得予備10(新生命保険料支払額:H25~)、122所得予備11(新個人年金支払額:H25~)(新生命保険料支払額の内書)、123所得予備12(特定投資株式前年繰越損失(一般株式分):H29~)(上場株式等前年繰越損失の内書)、124所得予備13(特定投資株式前年繰越損失(上場株式分):H29~)(上場株式等前年繰越損失の内書)、125所得予備14、126所得予備15、127総所得(算出値)、128総所得(入力値)、129合計所得、130合計所得(所得割非課税判定用)、131合計所得(均等割課税判定用)、132特別控除前所得単純合計、133特別控除後所得単純合計、134所得ユーザー個別1、135所得ユーザー個別2、136所得ユーザー個別3、137所得ユーザー個別4、138所得ユーザー個別5(市町村住民税寄附金税額控除(ふるさと納税分)、139所得ユーザー個別6(特例適用利子等所得)、140所得ユーザー個別7(特例適用配当等所得)、141所得ユーザー個別8(配当所得(住民税と所得税の差額))、142所得ユーザー個別9(上場株式等に係る配当所得(住民税と所得税の差額))、143所得ユーザー個別10(私募証券投資信託(住民税と所得税の差額))配当所得(住民税と所得税の差額)の内書、144所得ユーザー個別11(一般外貨建証券投資信託(住民税と所得税の差額))配当所得(住民税と所得税の差額)の内書、145所得ユーザー個別12(配当控除の対象とならない配当(住民税と所得税の差額))配当所得(住民税と所得税の差額)の内書、146所得ユーザー個別13(上場株式等譲渡所得(住民税と所得税の差額))、147所得ユーザー個別14(条約適用利子等所得)、148所得ユーザー個別15(条約適用配当等所得)、149収入ユーザー個別(国保加算有)1(肉用牛収入)、150収入ユーザー個別(国保加算有)2(雑所得(業務):R03~)、151収入ユーザー個別(国保加算有)3(雑所得(業務)所得(雑所得の内書):R03~)、152収入ユーザー個別(国保加算有)4(所得金額調整控除用年金所得:R03~)、153収入ユーザー個別(国保加算有)5(給与特定支出額:R03~)、154収入ユーザー個別(国保加算有)6(雑所得(業務)所得の現金主義分(雑所得の内書):R05~)、155収入ユーザー個別(国保加算有)7、156収入ユーザー個別(国保加算有)8、157収入ユーザー個別(国保加算有)9、158収入ユーザー個別(国保加算有)10、159収入ユーザー個別(国保加算有)11、160収入ユーザー個別(国保加算有)12、161収入ユーザー個別(国保加算無)1、162収入ユーザー個別(国保加算無)2、163収入ユーザー個別(国保加算無)3、164雑損失控除、165医療費控除、166社会保険料控除、167小規模企業共済等掛金控除、168生命保険料控除(所得税)、169生命保険料控除(支払額)(H25より旧生命保険料控除(支払額)とする)、170個人年金支払額(支払額)(H25より旧個人年金支払額(支払額)の内書)とする)、171生命保険料控除(住民税)、172地震保険料控除(所得税)(H20~)、173旧長期損害保険支払額(H20~)、174地震保険支払額(H20~)、175地震保険料控除(住民税)(H20~)、176寄付金控除(所得税)、177寄付金支払額(住民税適用分)、178寄付金控除(住民税)、179配偶者特別控除(所得税)、180配偶者特別控除(住民税)、181配偶者の合計所得、182給与特定支出控除、183基礎控除、184配偶者控除、185本人該当控除、186扶養控除、187障害者扶養、188控除予備1(配当割額控除額:H17~)、189控除予備2(株式等譲渡所得割額控除額:H17~)、190控除予備3(住宅借入金等特別税額控除可能額給報:H20~)、191控除予備4(住宅借入金等特別税額控除見込額申告:H20~)、192控除予備5(ふるさと納税寄付金額:H21~)、193控除予備6(寄付金額(共同募金や字分):H21~)、194控除予備7(寄付金額(町条例指定):H21~)、195控除予備8(寄付金額(県条例指定):H21~)、196控除予備9(震災関連寄付金:H24~)、197控除予備10(所得金額調整控除:R03~)、198控除合計、199所得税(入力値)、200所得税(算出値)、201所得税税額控除前(算出値)、202所得税特別減税前(算出値)、203住宅取得控除、204政党等寄付金税額控除、205その他の税額控除、206外国税額控除(所得税)、207所得税所得控除合計(入力値)、208所得税所得控除合計(算出値)、209所得税予備1(所得税の総所得の課税標準額H24~)、210所得税予備2(災害減免額平成26年度~)、211所得税予備3(ふるさと納税寄附金税額控除(所得税分)平成28年度~)、212所得税予備4、213所得税予備5、214国保関係農業免除所得、215国保関係専従者控除(全体分)、216国保関係専従者控除(内書営業)、217国保関係専従者控除(内書農業)、218国保関係専従者控除(内書その他事業)、219国保関係専従者控除(内書その他)、220国保関係総合譲渡特別控除前、221国保関係(内書)一時所得特別控除前、222国保関係(内書)総合譲渡長期特別控除前、223国保関係分離短期特別控除前、224国保関係(内書)分離短期特別控除前、225国保関係(内書)分離短期軽減特別控除前、226国保関係分離長期特別控除前、227国保関係(内書)分離長期特別控除前、228国保関係(内書)分離長期軽減特別控除前、229国保関係(内書)優良住宅特別控除前、230国保関係(内書)居住用財産、231国保関係山林所得特別控除前、232国保関係予備1、233国保関係予備2、234国保関係予備3、235所得割減免率、236均等割減免率、237町住民税外国税額控除、238県住民税外国税額控除、239予備1(控除しきれなかった配割・株割控:H17~)、240予備2(居住開始年月日:H20~)、241予備3(市町村民税・所得変動に係る経過措置控除額:H20~)、242備4(都道府県住民税・所得変動に係る経過措置控除額:H20~)、243予備5、244予備6、245予備7、246予備8、247予備9、248予備10、249仮合算区分、250エラー内容

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税賦課情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	課税対象者は、原則として住民基本台帳に記載されている者と定められているため、不必要な情報を入力しないことを厳守する。住民からの申告や給与報告、国税庁からの情報提供等において、賦課期日における住民基本台帳データの確認を徹底する。課税対象者ではない者の申告・報告等があった場合については、速やかに他自治体等に資料を回し情報の保有及び保管はしない。また資料等の紛失等に対応するため回送履歴の管理を行うこととする。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
(1)なりすまし等を防止するため、申告提出等における個人番号カードや身分証明書等による本人確認を徹底する。 (2)代理人の場合は、委任関係や親族関係の確認を徹底する。		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行う。他業務からアクセスされる住民情報の基本情報を保持するテーブルと、特定個人情報を含むテーブルを切り離し、不必要な業務からアクセスできないように管理する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	(1)ID及びパスワードによって権限のある者のみが閲覧可能。 (2)退職または異動があった場合は、すみやかにIDを消去する。	
その他の措置の内容	検索履歴等の記録・管理	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
(1)窓口カウンターからディスプレイが見えないように端末を設置することに注意する。 (2)画面ハードコピーの取得は事務の必要内に留め、取り扱いに注意する。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない		
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	(1)個人情報保護条例の遵守について規定 (2)特定の従業者以外の者が、当該個人情報にアクセスすることがないよう規定 (3)個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、資料等の返還、従事者への研修、事故報告、取扱い記録の作成、運搬方法について規定	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない

具体的な方法	原則再委託は禁止であるが再委託を許可した場合、再委託先に対し委託先が責任を持って委託先と同様の安全措置を義務付けるように指導する。	
その他の措置の内容	なし	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
情報セキュリティの管理及び規定の遵守における信頼性の高い業者へ委託することを選定の条件とする。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない		
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	(1)システム連携等について ・番号法によって規定されている提供・移転の範囲を厳格に遵守する。 ・市の条例において、法的に規定し運用する。	
その他の措置の内容	(1)ID及びパスワードにより権限を与えられた者のみが利用できる。 (2)閲覧履歴を管理する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
なし		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>(1)個人住民税システム、宛名システムのソフトウェアにおける措置 ・情報照会処理については、当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようにアクセス権限を設定している。 ・情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握している。</p> <p>(2)個人住民税システム、宛名システムの運用における措置 ・権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととする。 ・業務システムで記録している操作ログにより、目的外の入手が行われていないことを適宜確認する。また、操作ログにより操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知することとする。 ・番号法に定められている事務以外での情報照会は禁止されている旨、広く関係者内に周知することとする。</p> <p>(3)中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することとなる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。</p> <p>(4)中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	



リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>(1)個人住民税システム、宛名システムのソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の提供は、原則、各システム間の自動連携に限定しているため、職員が意図的に不正な提供を行うことを防止する。</li> </ul> <p>(2)個人住民税システム、宛名システムの運用における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務システムで記録している操作ログは、適宜個人住民税システムからリストの出力を行い、不正な提供が行われていないことを定期的に確認する。</li> <li>・提供に制限のある特定個人情報は、適切に不開示設定を行う実施手順を運用ルールに定め、当該ルールに従い実施する。</li> <li>・中間サーバー側に登録していない、または、自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人情報を提供する場合には、情報提供にあたって上長承認を得た上で、個人住民税システム、宛名DBIにて処理を実行する運用を義務付ける。</li> </ul> <p>(3)中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施する。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する。</li> <li>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。</li> </ul> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

(1) 本市における措置

・業務システム、中間サーバー接続端末での情報提供等を業務マニュアルに記載し、新規配属職員に対して、年1回研修をすることとする。

(2) 不適切な方法で提供されるリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置

・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みとする。

・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。

(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。

(3) 不適切な方法で提供されるリスクに対する中間サーバー・プラットフォームにおける措置

・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応する。

・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応する。

・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理することとする。

(4) 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置

・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応することとする。

・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応することとする。

・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有する。

(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

(5) その他のリスク及びそのリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置

・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施し、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。

・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応することとする。

(6) その他のリスク及びそのリスクに対する中間サーバー・プラットフォームにおける措置

・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保する。

・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。

・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできないこととする。

・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

① 事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
② 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	(1) ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置する。 (2) コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にパターンファイルを更新する。 (3) OSに対するセキュリティパッチ適用を実施する。	

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>(1)事務上における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>紙ベース資料、端末機器、記憶媒体の保管・廃棄等の管理を徹底する。</li> <li>業務の中で発生した保管の必要のない個人情報関係書類は保有せずにシュレッダーにより消去する。</li> <li>保管期間が切れた資料等はすみやかに廃棄する。</li> </ul> <p>(2)業務システムの運用における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護条例のほか、保有する情報資産を保護するための対策方針として「情報セキュリティポリシー」を策定しており、情報の漏洩や紛失、盗難あるいはネットワークへの不正侵入等の脅威から、情報資産を守るための対策を講じる。</li> </ul> <p>(1)中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとする。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避することとする。</li> <li>中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行うこととする。</li> <li>中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行うこととする。</li> <li>導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行うこととする。</li> </ul>			
8. 監査			
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査	[ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
具体的な方法	<p>(1)教育について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報セキュリティに関する各部署への回覧・周知</li> <li>情報保護に関する考え方の研修</li> </ul> <p>(2)中間サーバー・プラットフォームについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連携システムの完成に合わせて、運用規則を作成することとする。</li> <li>当該運用規則に基づき、運用に携わる職員及び事業者に対しセキュリティ研修を行い、定期的に内部監査を実施することとする。</li> </ul>		
10. その他のリスク対策			
なし			

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	市民総務部市民課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示等の請求を受ける
③法令による特別の手続	なし
④個人情報ファイル簿への不記載等	なし
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	財務部税務課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7024
②対応方法	受付については、対応記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年2月25日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	なし
②実施日・期間	なし
③主な意見の内容	なし
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	なし
②方法	なし
③結果	なし

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月8日	公表日	平成27年2月27日 を変更します	平成28年4月8日 に変更します	事後	
平成28年4月8日	評価実施機関における担当部署	税務課長 松本 義男	税務課長 垣谷 敏数	事後	
平成28年4月8日	実施日		平成28年4月1日 にします	事後	
平成29年11月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [○]税務システム	[ ]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム [ ]税務システム	事後	
平成29年11月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	[○]宛名システム等	[ ]宛名システム等	事後	
平成29年11月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	[○]宛名システム等	[ ]宛名システム等	事後	
平成29年11月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	(8)セキュリティ管理機能:※中間サーバーの「システム方式設計書_6.0.0_機能要件の整理 第1.1 版」の記載に沿って、対応予定。	(8)セキュリティ管理機能:暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。	事後	
平成29年11月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続	[ ]庁内連携システム	[○]庁内連携システム	事後	

平成29年11月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム8 ③他のシステムとの接続	[ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 税務システム	[○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム	事後	
平成29年11月10日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下番号法)第9条別表第1の第16 (2)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条別表第一の十六 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第十六条	事後	
平成29年11月10日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	(1)番号法第19第7号 ・地方自治体が情報照会(別表第二の27) ・地方自治体が情報提供(別表第二の1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・23・26・27・28・29・31・34・35・37・39・40・42・48・54・57・58・59・61・62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・115・116・117・120の項) (2)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号 ○地方自治体が情報照会 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十七 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十条 ○地方自治体が情報提供 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第28条,第31条,第31条の2,第31条の3,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の2,第45条,第47条,第49条,第49条の2,第50条,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条,第59条の2,第59条の3	事後	

平成29年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成28年1月1日	事後	
平成29年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[ ] 庁内連携システム	[○] 庁内連携システム	事後	
平成29年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (60件) [○] 移転を行っている (21件)	[○] 提供を行っている (61件) [○] 移転を行っている (15件)	事後	
平成29年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度	当初賦課及び更新時(月1回)	情報照会を受ける都度	事後	
平成29年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第1項第8号	番号法第19条第1項第9号	事後	
平成29年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所 ※	(1)データセンター内に設置したサーバー内に特定個人情報を保管し、サーバーへのアクセスはID及びパスワード等による認証を行っている。	(1)データセンター内に設置したサーバー内に特定個人情報を保管し、サーバーへのアクセスはID及びパスワード等による認証を行っている。	事後	
平成29年11月10日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	市長公室秘書課	市長公室秘書広報課	事後	
平成30年5月30日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	市長公室秘書広報課	市民総務部市民課	事後	



平成31年3月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム)	市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム)(現行システム:平成31年9月30日まで稼働、次期システム:平成31年10月1日から稼働)	事前	
平成31年3月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	京都府・市町村税務共同型申告支援システム	京都府・市町村税務共同型申告支援システム(現行システム:平成31年9月30日まで稼働、次期システム:平成31年10月1日から稼働)	事前	
平成31年3月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	課税原票管理システム	課税原票管理システム(現行システム:平成31年9月30日まで稼働、次期システム:平成31年10月1日から稼働)	事前	
平成31年3月28日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 垣谷 敏数	税務課長	事後	

<p>平成31年3月28日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目別添1</p>	<p>37町申告書種別(未使用)、38確定申告書種別(未使用)、59区分 予備2、60区分 予備3、61区分 予備4、63区分 ユーザー個別1、123所得 予備12、124所得 予備13、138所得 ユーザー個別5、139所得 ユーザー個別6、140所得 ユーザー個別7、141所得 ユーザー個別8、142所得 ユーザー個別9、143所得 ユーザー個別10、144所得 ユーザー個別11、145所得 ユーザー個別12、146所得 ユーザー個別13、211 所得税 予備3</p>	<p>37住民税申告書の提出有無、38確定申告書の提出有無、59特定取得区分(H27年度以降)、60ふるさと納税ワンストップ特例区分(H28年度以降)、61医療費控除特例区分(H30年度以降)、63非居住者である親族の数(H29年度以降)、123所得 予備12(特定投資株式前年繰越損失(一般株式分):H29~)(上場株式等前年繰越損失の内書)、124所得 予備13(特定投資株式前年繰越損失(上場株式分):H29~)(上場株式等前年繰越損失の内書)、138所得 ユーザー個別5(市町村住民税寄附金税額控除(ふるさと納税分))、139所得 ユーザー個別6(特例適用利子等所得)、140所得 ユーザー個別7(特例適用配当等所得)、141所得 ユーザー個別8(配当所得(住民税と所得税の差額))、142所得 ユーザー個別9(上場株式等に係る配当所得(住民税と所得税の差額))、143所得 ユーザー個別10(私募証券投資信託(住民税と所得税の差額))、144所得 ユーザー個別11(一般外貨建証券投資信託(住民税と所得税の差額))、145所得 ユーザー個別12(配当控除の対象とならない配当(住民税と所得税の差額))、146所得 ユーザー個別13(上場株式等譲渡所得(住民税と所得税の差額))、211所得税 予備3(ふるさと納税寄附金税額控除(所得税分)平成28年度~)</p>	<p>事後</p>	
<p>平成31年3月28日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ※</p>	<p>[○]評価実施機関内の他部署 (市民課、社会福祉課、高齢者福祉課)</p>	<p>[○]評価実施機関内の他部署 (市民課、社会福祉課、高齢者福祉課、障害者福祉課)</p>	<p>事後</p>	
<p>平成31年3月28日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②委託先における取扱者数</p>	<p>10人未満</p>	<p>10人以上50人未満</p>	<p>事後</p>	
<p>平成31年3月28日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名</p>	<p>京都工業株式会社</p>	<p>京都工業株式会社、株式会社ケーケーシー情報システム</p>	<p>事後</p>	

平成31年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④再委託の有無 ※	再委託しない	再委託する	事後	
平成31年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤再委託の承諾方法		書面による	事後	
平成31年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥再委託事項		パンチ業務の一部を委託	事後	
令和2年2月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム)(現行システム:平成31年9月30日まで稼働、次期システム:平成31年10月1日から稼働)	市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム)	事後	評価の再実施のため修正
令和2年2月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	京都府・市町村税務共同型申告支援システム(現行システム:平成31年9月30日まで稼働、次期システム:平成31年10月1日から稼働)	京都府・市町村税務共同型申告支援システム	事後	評価の再実施のため修正
令和2年2月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能		(5)課税資料のスキャン処理 (6)イメージデータの保管・検索	事後	評価の再実施のため追加
令和2年2月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム5	削除	事後	評価の再実施のため修正

令和2年2月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム6	システム5	事後	評価の再実施のため修正
令和2年2月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム7	システム6	事後	評価の再実施のため修正
令和2年2月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム8	システム7	事後	評価の再実施のため修正
令和2年2月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	京都工業株式会社、株式会社ケーケーシー情報システム	京都工業株式会社、株式会社ケーケーシー情報システム、シティコンピュータ株式会社	事後	評価の再実施のため修正
令和2年2月25日	V 評価実施手続 ①実施日	平成28年4月1日	令和2年2月25日	事後	評価の再実施のため更新

令和3年3月1日	<p>I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号 ○地方自治体が情報照会 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十七 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十条 ○地方自治体が情報提供 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第28条,第31条,第31条の2,第31条の3,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の2,第45条,第47条,第49条,第49条の2,第50条,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条,第59条の2,第59条の3</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号 ○地方自治体が情報照会 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十七 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十条 ○地方自治体が情報提供 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第14条,第16条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第27条,第28条,第31条,第31条の2,第31条の3,第32条,第33条,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の2,第45条,第47条,第49条,第49条の2,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条の2の2,第59条の2の3,第59条の3</p>	事後	
令和3年9月1日	<p>I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠</p>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号	事後	番号法改正(令和3年9月1日施行)に伴う変更
令和3年9月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先1 ①法令上の根拠</p>	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事後	番号法改正(令和3年9月1日施行)に伴う変更

令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第1項第9号	番号法第19条第10号	事後	番号法改正(令和3年9月1日施行)に伴う変更
令和3年9月1日	IIIリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	
令和5年2月8日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号</li> <li>○地方自治体が情報照会</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十七</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十条</li> <li>○地方自治体が情報提供</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第28条,第31条,第31条の2,第31条の3,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の2,第45条,第47条,第49条,第49条の2,第50条,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条,第59条の2,第59条の3</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号</li> <li>○地方自治体が情報照会</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十七</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十条</li> <li>○地方自治体が情報提供</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項</li> </ul>	事後	評価の再実施のため更新

<p>令和5年2月8日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)ファイル記録項目</p>	<p>37住民税申告書の提出有無、38確定申告書の提出有無、62区分予備、65区分ユーザー個別3、101肉用牛、122所得予備11(新個人年金支払額:H25～)、143所得ユーザー個別10(私募証券投資信託(住民税と所得税の差額))、144所得ユーザー個別11(一般外貨建証券投資信託(住民税と所得税の差額))、145所得ユーザー個別12(配当控除の対象とならない配当(住民税と所得税の差額))、147所得ユーザー個別14、148所得ユーザー個別15、149収入ユーザー個別(国保加算有)1、150収入ユーザー個別(国保加算有)2、151収入ユーザー個別(国保加算有)3、152収入ユーザー個別(国保加算有)4、153収入ユーザー個別(国保加算有)5、154収入ユーザー個別(国保加算有)6</p>	<p>37町告書種別(未使用)住民税申告書の提出有無、38確定申告書種別(未使用)確定申告書の提出有無、62所得金額調整控除区分(R03年度以降)、65区分ユーザー個別3住民税申告不要申請区分(R04年度以降)、101肉用牛所得、122所得予備11(新個人年金支払額:H25～)(新生命保険料支払額の内書)、122所得予備11(新個人年金支払額:H25～)、143所得ユーザー個別10(私募証券投資信託(住民税と所得税の差額))配当所得(住民税と所得税の差額)の内書、144所得ユーザー個別11(一般外貨建証券投資信託(住民税と所得税の差額))配当所得(住民税と所得税の差額)の内書、145所得ユーザー個別12(配当控除の対象とならない配当(住民税と所得税の差額))配当所得(住民税と所得税の差額)の内書、147所得ユーザー個別14(条約適用利子等所得)、148所得ユーザー個別15(条約適用配当等所得)、149収入ユーザー個別(国保加算有)1(肉用牛収入)、150収入ユーザー個別(国保加算有)2(雑所得(業務):R03～)、151収入ユーザー個別(国保加算有)3(雑所得(業務)所得(雑所得の内書):R03～)、152収入ユーザー個別(国保加算有)4(所得金額調整控除用年金所得:R03～)、153収入ユーザー個別(国保加算有)5(給与特定支出額:R03～)、154収入ユーザー個別(国保加算有)6(雑所得(業務)所得の現金主義分(雑所得の内書):R05～)</p>	<p>事後</p>	<p>評価の再実施のため更新</p>
<p>令和5年2月8日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)ファイル記録項目(続き)</p>	<p>169生命保険料控除(支払額)、170個人年金支払額(支払額の内書)、197控除予備10</p>	<p>169生命保険料控除(支払額)(H25より旧生命保険料控除(支払額)とする)、170個人年金支払額(支払額の内書)(H25より旧個人年金支払額(支払額の内書)とする)、197控除予備10(所得金額調整控除:R03～)、</p>	<p>事後</p>	<p>評価の再実施のため更新</p>

令和5年2月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	(1)住民からの申告内容を登録することで、確定申告書・住民税申告書を作成する。 (2)給与支払報告書、公的年金等支払報告書の登録と訂正をする。 (3)国税連携システムからダウンロードしたデータを取り込み、補完、訂正入力をする。 (4)申告書データや給与支払報告書データについて、抽出条件を指定して一覧表を作成する。 (5)課税資料のスキャン処理 (6)イメージデータの保管・検索	(1)住民からの申告内容を登録することで、確定申告書・住民税申告書を作成する。 (2)給与支払報告書、公的年金等支払報告書の登録と訂正をする。 (3)国税連携システムからダウンロードしたデータを取り込み、補完、訂正入力をする。 (4)申告書データや給与支払報告書データについて、抽出条件を指定して一覧表を作成する。 (5)課税資料のスキャン処理 (6)イメージデータの保管・検索 (7)電子申告の達人(システム)を介し確定申告のデータを税務署に電子送信する。	事後	評価の再実施のため更新
令和5年2月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	[ ]その他( )	[○]その他( 電子申告の達人 )	事後	評価の再実施のため更新